

今後の検討の進め方

1 対象とする危機管理事案の範囲

限られた時間の中で効率的に実の多い議論を行い、地方公共団体の総合的な危機管理体制の整備という目的を果たすため、

- ① 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案であり、
（「住民」には当該地方公共団体に住所を有しない者（例：観光客）を含む。）
- ② 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案

を、検討の対象とする危機管理事案とする。

2 検討の進め方

- ① 平成 18 年度は、危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査・分析を行う。主な内容は以下の 2 点。
 - 地方公共団体の危機管理事案への対処の実態に関し、現行の危機管理に係る諸制度の検証を含め、幅広く調査・分析を行う。
 - 総合的な危機管理体制の充実・強化に関して先行的な取組をしている地方公共団体の調査・分析を行う。
- ② 平成 19 年度は、平成 18 年度の検討結果を踏まえ、以下の手順で検討を進める。
 - (1) 危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能について検討する。
 - (2) (1)の検討結果を前提として、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策について検討する。主な内容は以下の 4 点。
 - (ア) 危機管理組織のあり方
 - (イ) 危機管理事案への対応のあり方
 - (ウ) 危機管理事案に対処するため平素から取り組むべき事項
 - (エ) 危機管理分野における人材育成のあり方

※ (イ)のうち、(a)危機管理事案への直接の対応とは異なる物資の備蓄等、(b)事案毎に異なる、現場での救助や避難活動、防疫等の活動、については、本検討会の検討対象から除くものとする。

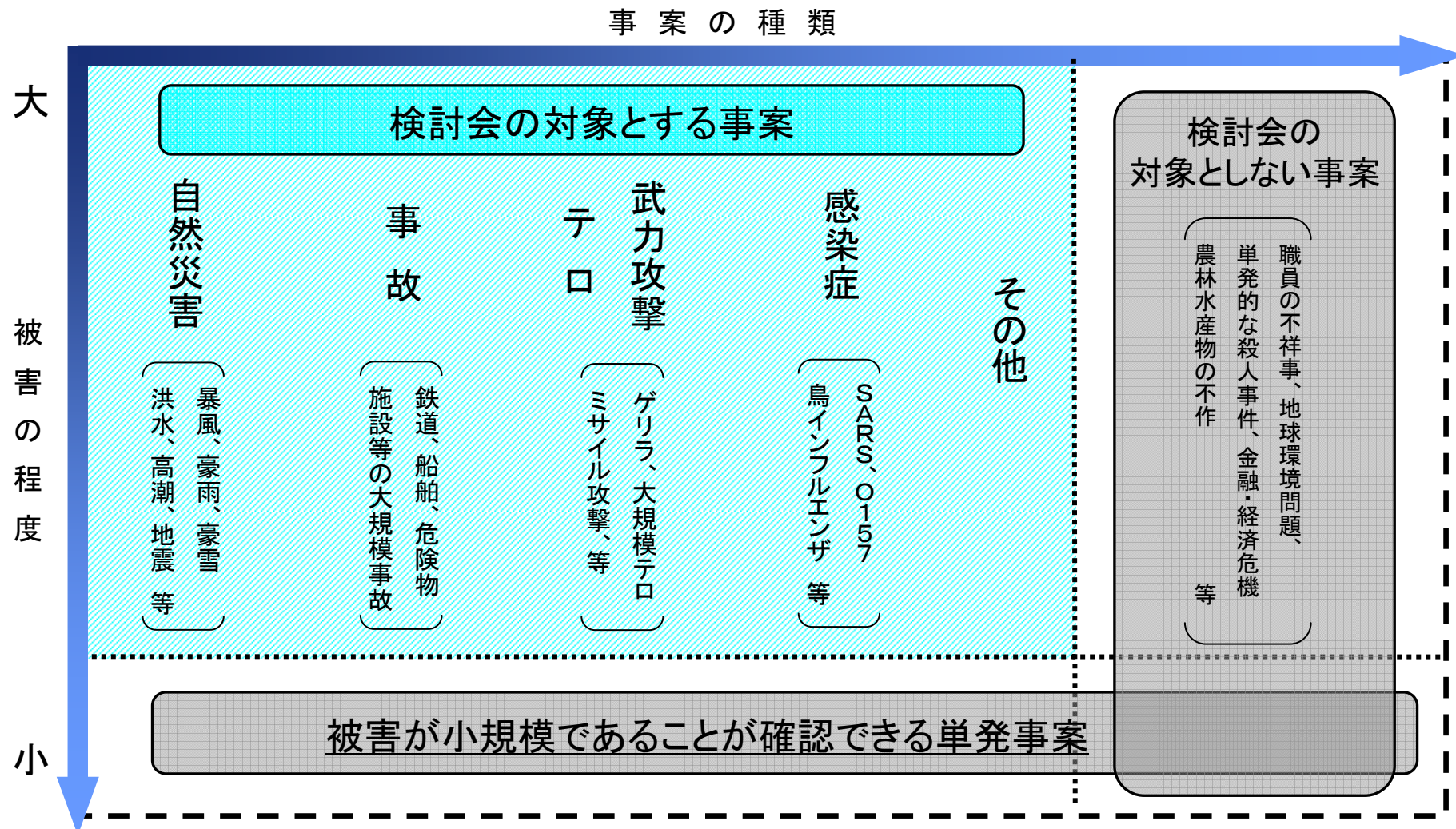
検討の対象とする事案の範囲(イメージ)

資料1-2

(第1回資料7-2を一部修正)

検討の対象とする危機管理事案

- 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案（「住民」には当該地方公共団体に住所を有しない者(例:観光客)を含む。）
- 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案



検討の進め方（イメージ）

資料1-3

（第1回資料7-3を一部修正）

H18年度

危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査・分析

危機管理事案への対処の実態に関し、幅広く調査・分析

（現行の危機管理に係る諸制度の検証を含む。）

〔ex. SARS、鳥インフルエンザ、JR福知山線列車事故、H16新潟豪雨、中越地震、港区エレベーター事故〕

地方公共団体あて調査の実施

総合的な危機管理体制の充実・強化に関して先行的な取組をしている地方公共団体の調査・分析

<成果>

調査・分析結果を地方公共団体に還元

H19年度

H18年度の検討結果を踏まえて以下の2点について検討

- (1) 危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能
- (2) (1)の検討結果を前提として、地方公共団体における危機管理体制の整備方策

平時の取組

危機管理事案発生時の取組

(ア) 危機管理組織のあり方

(イ) 危機管理事案への対応のあり方

(ウ) 危機管理事案に対処するため平素から取り組むべき事項

(エ) 危機管理分野における人材育成のあり方

<具体的な事例>

〔危機管理組織機構、危機管理専門幹部制度、事案発生時において設置される臨時組織 等〕

〔危機管理事案発生時における初動体制、情報収集、住民への情報伝達、マスコミ対応 等〕

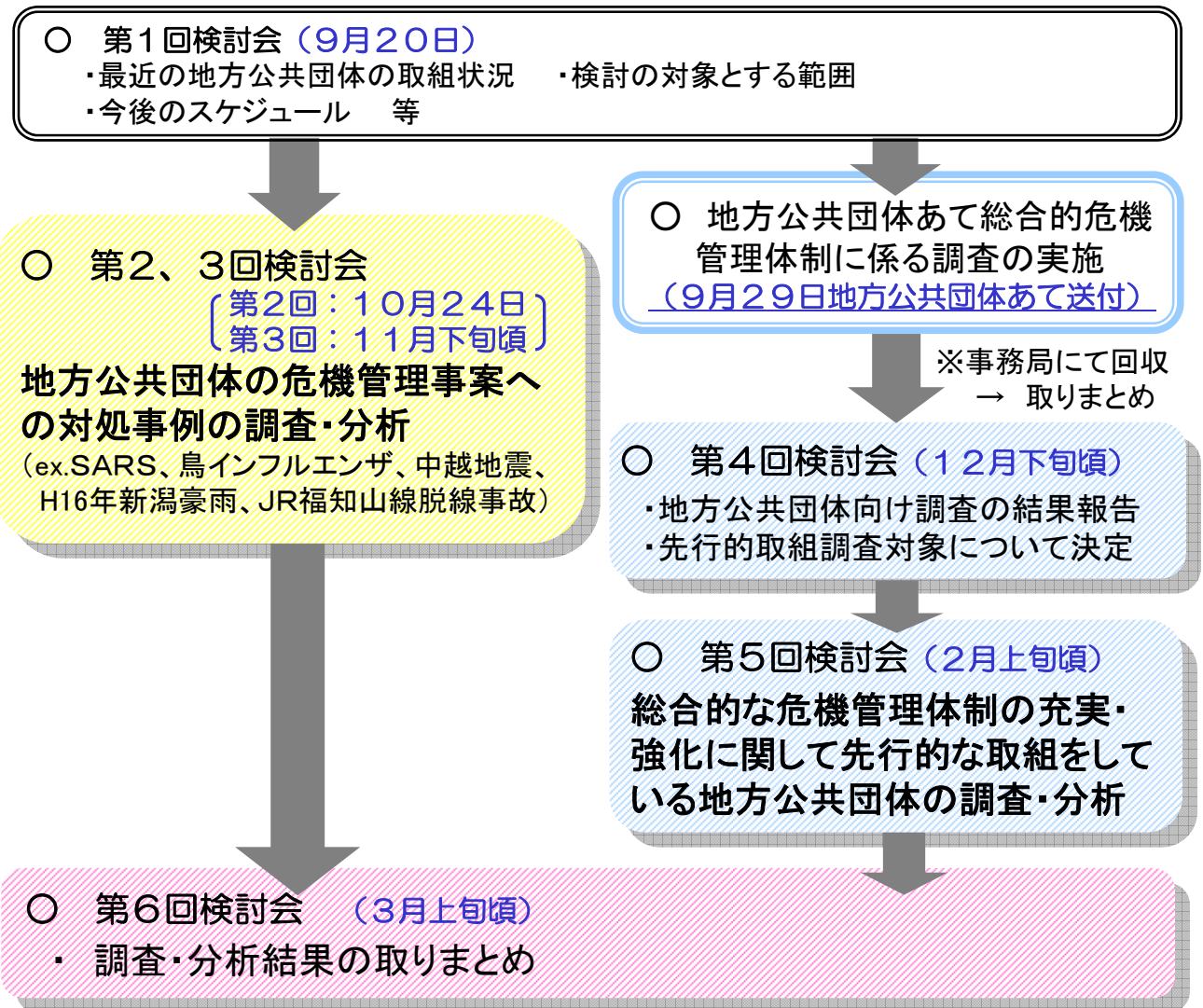
〔訓練のあり方、防災計画等の整備 等〕

〔研修制度、人材育成制度 等〕

○ 危機管理モデル指針（仮称）の提示
○ 最終取りまとめ結果の提示

地方公共団体（特に都道府県）における
総合的な危機管理体制の充実・強化

H18 危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査・分析



H19 地方公共団体における危機管理体制の整備方策の検討 等

(前期)

- (1) 危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能
 - (2) (1)の検討結果を前提とした、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策
 - 危機管理組織のあり方
 - 危機管理事案への対応のあり方
 - 危機管理事案に対処するため平素から取り組むべき事項
 - 危機管理分野における人材育成のあり方
- について検討

(後期)

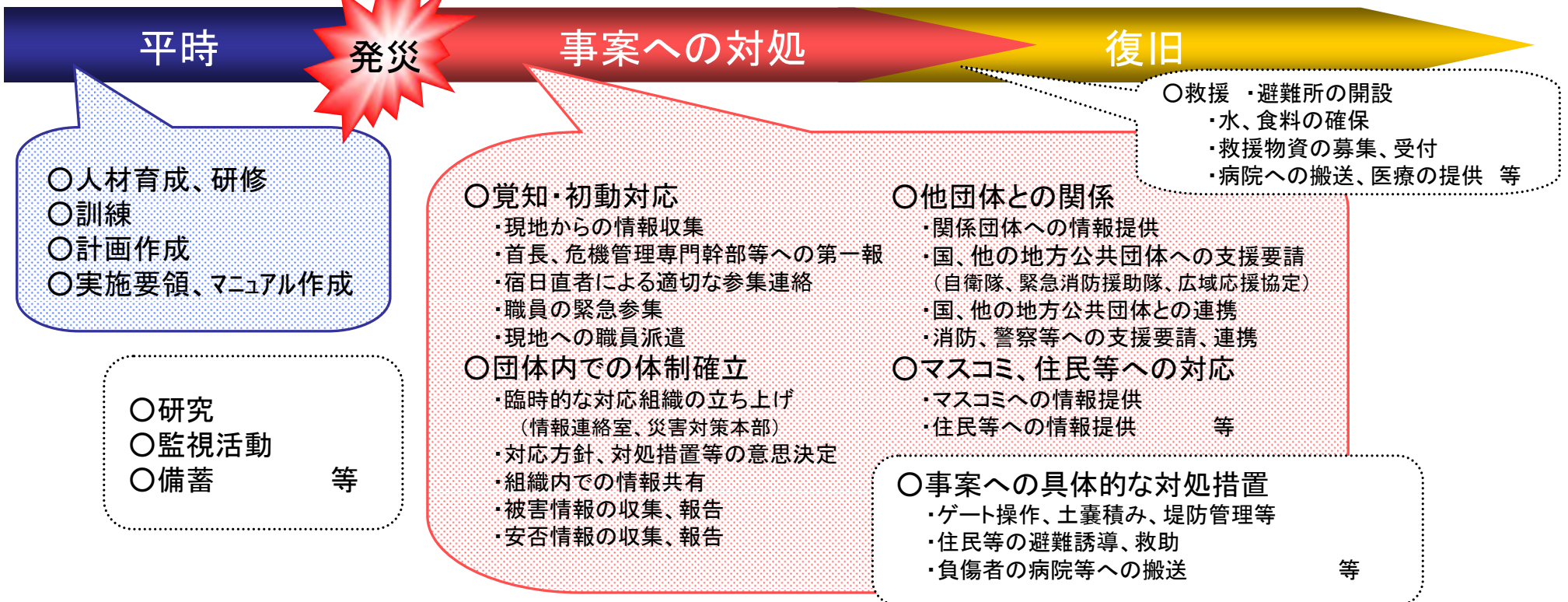
- 都道府県危機管理モデル指針(仮称)(案)の検討
- 最終取りまとめ(案)の検討

○ 第1回検討会における「機能論」を巡る委員のご発言

- ・ 危機管理というのは、組織から始まるのではなくて、本来は機能から始まる。こういうことが起きたときにどういう機能が本来必要で、ではこの機能論をどういう組織で展開するかという2段階論になっている。
- ・ 機能というものを重視しながら、行き着くところは組織の話になるのだろうと思うが、できるだけいろいろな事例を集めて、その中から機能あるいは組織というふうに順番に考えていければ。
- ・ 組織にはとらわれなくて、まずは機能から考えていこうと。つまり、恐らくこれは、事例をどんどん検討して、その中から普遍的なルールを取り出す。

<危機管理事案に対する地方公共団体の対応>

(H16福井豪雨における福井県、福井市の対応を一般化したイメージ図)



平成16年福井豪雨に際しての福井県の対応

日付	時間	具体的な対応	対応の抽象化
7月17日	16:42	河川課水防準備体制 危機対策・防災課注意配備体制	
7月18日	03:00	職員登庁 危機管理・防災課警戒配備体制 今後の気象状況を確認して知事に連絡	○ 職員の緊急参集 ○ 首長、幹部への第一報の連絡
	03:10	各市町村、消防本部へ災害発生時の報告を依頼 (FAX)	○ 現地からの情報収集
	03:20	危機対策幹登庁	○ 職員の緊急参集 (危機管理担当幹部)
	03:50	危機管理・防災課警戒配備体制で7名参集	
	05:25	土木事務所パトロール開始	○ 現地への職員派遣
	05:31	土砂災害警戒情報を福井市に通報	○ 関係団体への情報提供
	05:52	土砂災害警戒情報を美山町に通報	
	06:16	美山町に状況確認 (連絡不能)	
	06:20	知事が大雨洪水警報の連絡会議開催指示	○ 臨時的な対応組織の立ち上げ (連絡会議)
	06:40	関係各課連絡会議開催 福井地区消防から連絡 (美山町で河川氾濫の情報、水防第2体制)	○ 組織内での情報共有
	07:00	知事へ状況報告 (tel)	
	07:30	美山町に状況確認	
	07:45	消防庁へ第1報報告	○ 被害情報の収集、報告
	07:54	避難勧告5地区、床上・床下浸水多数	
	08:30	水防本部警戒体制 大雨洪水警報に関する連絡会議	
		鯖江市東部地区に水防指令 (水防団の出動) を実施	○ 消防、警察等との連携
	09:00	知事登庁、災害対策本部設置を決定、各部署へ連絡	○ 臨時的な対応組織の立ち上げ (災害対策本部)
	09:30	福井土木から福井地区消防へ水防指令第1号	
	09:55	鯖江市から自衛隊派遣要請	
	10:00	自衛隊に災害派遣を打診	
	10:10	福井土木から福井地区消防へ水防指令第2号	
	10:11	荒川ゲート全開	○ 現場での対処措置
	10:15	福井土木から福井地区消防本部へ水防団の出動要請	
	10:20	足羽川右岸パラペット開口部閉鎖指示	
	10:24	自衛隊に災害派遣を正式要請	○ 対処措置に係る国との連携 (自衛隊関係)
	10:45	福井地区消防本部及び鯖江・丹生消防組合消防本部から緊急消防援助隊の出動要請	○ 対処措置に係る国との連携 (緊急消防援助隊関係)
	11:00	足羽川幸橋下流パラペット開口部閉鎖	
	11:08	足羽川右岸工事用進入口の漏水対策	
	11:20	第1回災害対策本部会議 (被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請)	○ 対応方針、対処措置等の意思決定
	11:30	幸橋下流右岸開口部土嚢積み	
	11:50	福井市から避難勧告状況報告	
	12:15	災害対策本部から福井市河川課長へ避難勧告発動要請	○ 対処措置に係る他の自治体との連携 (県→市)
	13:30	第2回災害対策本部会議 (被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請)	
	13:30	大雨による被害状況 (第1報)	○ マスコミへの情報提供、住民等への情報提供
	13:42	福井地区消防、福井市災対本部から足羽川左岸堤防決壊の情報	
	14:56	災害対策本部から非常用ポンプの配置を福井河川国道事務所に依頼	○ 対処措置に係る国との連携 (国の地方支分部局)
	15:08	災害対策本部から非常用ポンプの増設配置を福井河川国道事務所に依頼	
	16:30	大雨による被害状況 (第2報)	
	16:50	第3回災害対策本部会議 (被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請)	
	17:41	他府県からの応援ポンプ車の配置について福井河川国道事務所と随時協議	
	18:23	他府県からの応援ポンプ車の配置について福井河川国道事務所と随時協議	
	19:40	大雨による被害状況 (第3報)	
	20:10	第4回災害対策本部会議 (被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請)	
	21:35	他府県からの応援ポンプ車の配置について福井河川国道事務所と随時協議	
	23:00	大雨による被害状況 (第4報)	
	23:35	第5回災害対策本部会議 (被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、災害救助法の概要、孤立集落情報収集)	

日付	時間	具体的な対応	対応の抽象化
7月19日	02:15	福井市から福井県内応援協定に基づく応援要請	○ 対処措置に係る他の自治体との連携（市→県）
	06:00	大雨による被害状況（第5報）	
	06:15	第6回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請）	
	10:00	第7回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、県対策本部の取組、公共交通機関の運行確保、市町村への県職員派遣、救護体制、緊急物資、備蓄物資の状況）	
		7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第6報）	
	12:15	災害対策本部から福井市河川課長へ避難勧告発動要請	
	14:00	第8回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、県対策本部の取組、県管理施設の被害状況、県民への呼びかけ）	
		7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第7報）	
	17:00	7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第8報）	
	17:40	第9回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、家屋等の消毒方法、ボランティア活動状況）	
	21:00	第10回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、家屋等の消毒方法、ボランティア活動状況）	
		7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第9報）	
7月20日	09:00	7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第10報）	
	14:00	第11回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、市	
		7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第11報）	
	18:00	第12回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、経営相談特別窓口の設置及び融資措置、救護所の設置）	
		7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第12報）	
7月21日	09:00	浄教寺町簡易水道80%復旧	
		第13回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、農作物・道路等・ライフラインの被害状況）	
		7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第13報）	
	15:00	第14回災害対策本部会議 （被害状況、市町村の対策本部設置状況、避難状況、応援要請、医療救護班の派遣、水害に関する県民相談窓口の設置、県民呼びかけ、若者就職支援センターの仮事務所開設）	
	18:00	7月18日の集中豪雨による災害への県の取組と被害状況（第14報）	

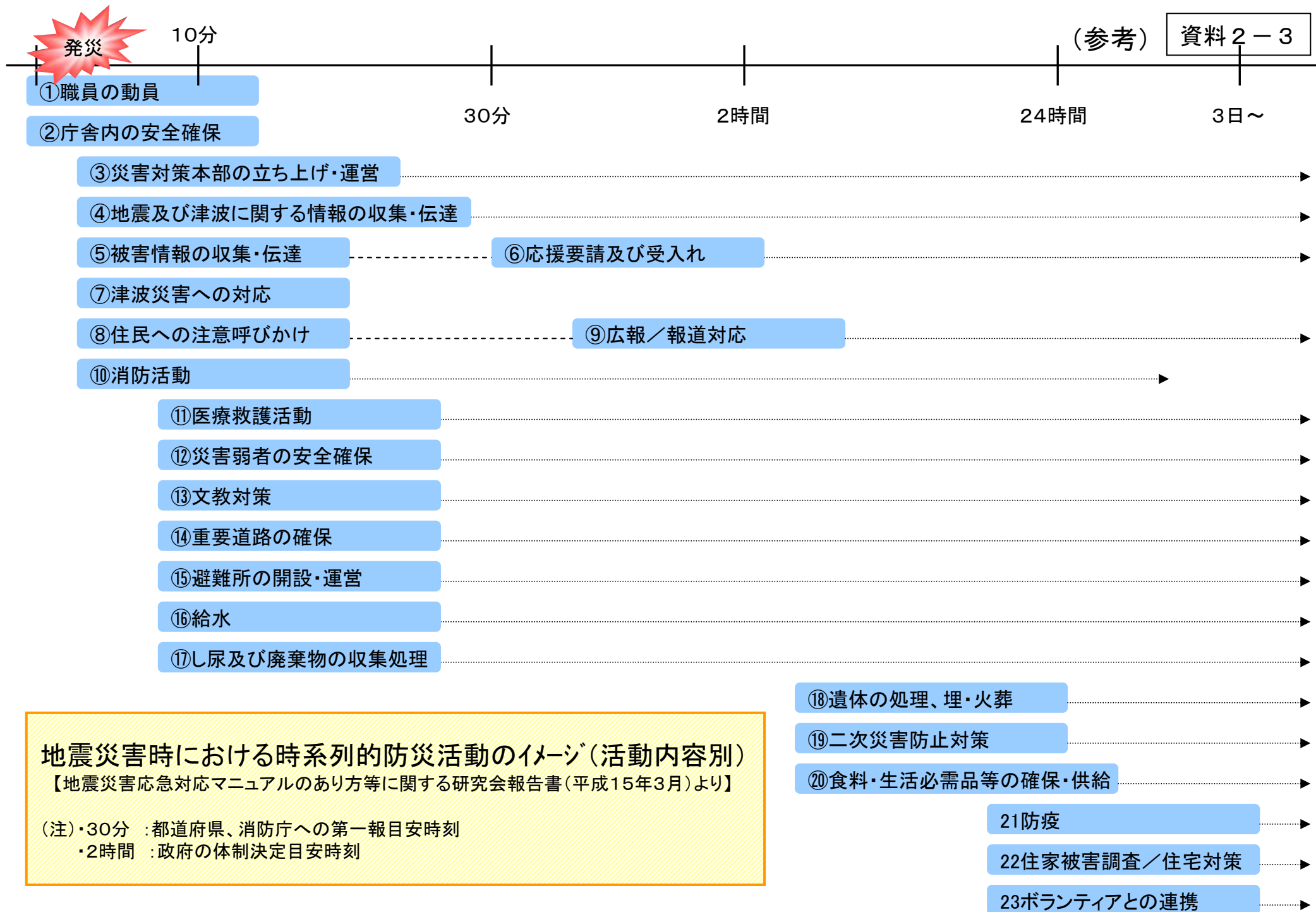
※「日付」「時間」「具体的な対応」欄は「危機発生後の72時間」（中邨章、幸田雅治編著）より引用

平成16年福井豪雨に際しての福井市の対応

日付	時間	具体的な対応	対応の抽象化
7月18日	03:00	水防体制に入る	
	03:24	総合防災室情報収集開始	○ 現地からの情報収集
	06:00	冠水地区（木田、みのり、日の出地区）調査→通行止め	
	06:01	南山町において道路冠水、住宅2戸床下浸水、積み土嚢工法を実施	○ 現場での対処措置（土嚢積み）
	06:02	福井市城東2丁目で荒川の越水により付近一帯が冠水、積み土嚢工法を実施	
	06:27	下北野雨水ポンプ場の運転を開始、その後各ポンプ場で運転開始	
	06:30	城下道外市街地冠水状況を調査し通行止め	
	06:49	日本赤十字病院付近において道路・住宅地の冠水状況調査	○ 被害情報の収集
	06:55	八幡町において4世帯が床上浸水し6名の避難誘導と積み土嚢工法を実施	
	06:57	八幡町付近において灯豊川の越水による付近住民の避難誘導を実施	○ 現場での対処措置（避難誘導）
	07:00	浄教寺・東新町簡易水道配水管及び水源施設破損により全域断水	
	07:10	情報連絡室設置	○ 臨時的な対応組織の立ち上げ（情報連絡室）
	07:15	田の谷川に流出した土砂の撤去、積み土嚢工法と住民23名の避難誘導を実施	
	07:25	酒生公民館避難所開設	● 避難所の開設
	07:33	浄教寺町小次郎の里において、67名が孤立し救助を要請	
	08:00	冠水した道路の通行制限を開始	
		少年自然の家周辺土砂崩れ始まり、職員が緊急参集	○ 職員の緊急参集
		第1回災害対策情報連絡室会議	○ 組織内での情報共有
	08:10	豊小学校避難所開設	
		一乗地区全域250世帯避難勧告	
	08:20	避難所開設指示 一乗、木田、春山、松本小学校	
	08:25	全公民館（43）全小学校（45）避難所開設指示	
	08:30	岡保地区において、積み土嚢工法を実施し、付近住民の避難誘導	
		二枚田幹線林道土砂災害により国見岳森林公園利用者92名が下山できないと連絡	
	08:49	一乗地区で一乗谷史跡公園センターが床上浸水、下城戸遺跡高台へ150名の避難誘導実施	
	09:00	災害対策本部設置	○ 臨時的な対応組織の立ち上げ（災害対策本部）
		全職員に非常召集（全職員を召集）	
		建設部全職員出動、冠水及び湛水箇所の通行止め、荒川合土嚢積みを実施	
		浄教寺町市道流出・一乗地区の市道は河川の溢水により破損	
		山岳部の市道各地で土砂崩れ	
		ふれ愛園に花野谷町の住民1名が避難のため受入対応	
		中角橋通行止め	
	09:10	手寄2丁目東部保育園において、荒川の越水を積み土嚢により防止	
	09:11	安波賀中島町において、住民救出活動及び避難誘導を実施	
	09:15	少年自然の家入所者（37名）全員退所完了	
	09:20	第1回災害対策本部会議	○ 対応方針、対処措置等の意思決定
	09:25	中央3丁目大岩河戸及び中央2丁目佐佳ポンプ場西側で、土嚢により漏水防止工法を実施	
		浄教寺町小次郎の里の要救助者を高台に避難誘導	
	09:40	市内全域河川・水路氾濫	
	09:50	地域体育館を避難所として開放	
		第2回災害対策本部会議	
		地下道12箇所通行止め	
		幸橋右岸土嚢積み水位上昇1cm/分	
	10:00	避難所開設を指示、全中学校（21）	
		避難所開設の再指示 公民館（43）全小学校（45）	
		一乗地区、本郷地区断水	
	10:20	足羽川右岸中央3丁目避難勧告	
	10:30	荒川水城の一松城町、南四ツ屋2丁目、城東1・2丁目、成和1丁目、前波町、花野谷町、大畑町、宮地町、避難勧告	
		各公民館を避難所として開設完了（一乗公民館は除く）	
	10:42	福井県内応援協定に基づく応援要請（7消防本部）	○ 対処措置に係る他の自治体への支援要請（市町村）
	10:50	非常食配布及び炊き出し準備を指示	● 水、食料の確保
	11:00	ふれ愛園に自治会長より、トイレ、水の使用要請（5世帯）	
	11:02	足羽川佐佳枝ポンプ場付近水位9.52m溢水まで70cm	
	11:12	防災ステーションから中央3丁目佐佳枝ポンプ場へ土嚢、東署へポンプ車を搬送	
	11:23	内山梨子町地係七瀬川右岸において越水による積み土嚢工法を実施	
	11:30	大年町において七瀬川越水による水防活動を実施	
	11:38	足羽川右岸幸橋より下流避難勧告5地区13,000世帯	
	11:40	足羽川右岸コンクリート擁壁の亀裂による漏水発生	
		幸橋付近の危険がせまったため全職員土嚢積み作業指示	
	11:55	全職員土嚢積み作業及び避難誘導、交通整理を右岸3ヶ所で行う	
	12:00	各小中学校の体育館を避難所として開設完了	
		南北両給食センターに午後5時までに2,000食分の炊き出し用意を指令	
		各公民館の避難者数の把握、地区内の状況確認も含めて調査開始（1時間毎）	○ 安否情報の収集、報告
	12:10	第3回災害対策本部会議	
		足羽川は危機的状況水位報告	
	12:12	安波賀中島町の要救助者4名を丸岡、三国、嶺北消防の救助隊がポンプ車で救出する	
	12:30	木田橋右・左岸溢水のため両岸とも危険状態	
	12:40	各地で避難誘導	
	13:00	各小中学校の避難所の避難者数の把握を開始（1時間毎）	
	13:15	救助ヘリ依頼	○ 対処措置に係る他の自治体への支援要請（県）
	13:52	市全公共施設の避難所開設	
	13:55	文化財保護センター、文化会館、美術館に避難住民の受け入れを指示	
	14:00	北部給食センターに1,000食分の追加炊き出しを指令	
		市長が知事に自衛隊300人出動の要請	○ 対処措置に係る国への支援要請
		橋南地区において敦賀消防外7隊が避難誘導等人命検索を実施	
	14:10	羽水、高志、福井商業、科学技術高校の体育館を避難所として開放	

日付	時間	具体的な対応	対応の抽象化
	14:22	月見4丁目地係において道路冠水により避難困難となった負傷者を病院へ搬送	● 病院への搬送
	14:30	南部給食センターに1,000食分の追加炊き出しを指令	
	14:50	県営施設の避難所開設	
	15:00	防災センターに保健師配置1名	
		雨水枡への汚泥投棄が市内各所で始まり投入禁止を呼びかけ 乾パン等を防災センターから1,000食分を配送 紙おむつ6袋、粉ミルク3缶発注お年寄りや子供のいる避難所へ配送	
	15:15	浄教寺町地係小次郎の里において防災ヘリの救出活動を支援	○ 対応措置に係る他の自治体との連携（県）
	15:20	おさごえ民家園を避難所に解放し仮設トイレ5基を配置	
	15:46	橋南地区において石川県隊がゴミポットで31名を救出	○ 対応措置に係る他の自治体との連携（他県）
	16:10	第4回災害対策本部会議	
	16:15	豊地区の救護を福井健康福祉センターに依頼	
	17:00	避難所（14小学校3中学校3高校）の最高避難者数は2,734名 南北両給食センターに19日分の炊き出し7,000食分を指令 避難所へ南部・北部給食センターの炊き出しおにぎり、お茶4,700名分及び毛布522枚を配送	
	17:05	石川、富山、神戸、大阪、福井県内消防の応援確保	
	17:25	総務省消防庁職員2名が消防本部に到着し消防対策についての協議	○ 対応措置に係る国との連携（消防庁）
	18:31	城戸ノ内町地係において、島根防災ヘリが要救助者4名を救助	
	19:00	足羽川右岸避難指示解除 足羽川の決壊箇所応急処置完了 西河原ふれあい会館へ職員が安否確認・救援物資輸送	
	19:30	和田小学校、和田公民館、羽水高校、酒生公民館を健康管理巡視	
	20:00	公民館最高避難者数は606名 防災協定締結している愛知県扶桑町から援助物資到着	● 救援物資の募集、受付 ○ 対応措置に係る国との連携（自衛隊）
	20:15	第10師団自衛隊が市体育館に到着	
	20:30	第6回災害対策本部会議（主にゴミ関係） 緊急消防援助隊等全体対策会議	
	22:00	県内応援隊の救助活動終了 緊急消防援助隊の救助活動を終了	
	22:45	第7回災害対策本部会議	
7月19日	00:00	豊小学校で福井市医師会派遣の医師が夜間診療を開始	● 医療の提供
	01:30	指揮支援隊長（福井地区・京都市・大阪市・神戸市・名古屋市）と航空部隊運用対策会議	
	02:15	再度福井県内応援協定に基づく応援要請	
	04:00	市内河川いずれも通報水位を下回る	
	05:00	被災地調査開始	
	06:00	保健センターから各公民館に消毒液を配布	
	07:20	避難所30箇所へ朝食1,600食分配送	
	08:00	災害救助法に基づく支援活動開始	
	08:30	東山センター跡地において災害ゴミ受け入れ開始 浄教寺簡易水道2t給水タンク配置、ポリタンク20個	
	09:00	第8回災害対策本部会議 道路清掃開始 ボランティア受け入れ開始 収集資源センター敷地内に災害ゴミ受け入れ開始 福井市防災ステーションに義援品受け入れ所開設 防疫用消毒剤を配布	
	11:00	避難所17箇所へ昼食1,300食分配送	
	12:55	国土交通省の応援を得て大型水中ポンプ2台で都市下水路排水を開始	
	13:00	広報車で下水管へのヘドロ投入禁止を呼びかけ 第9回災害対策本部会議	
	15:00	第10回災害対策本部会議	
	15:30	おさごえ民家園2t給水タンクポリタンク10個配置	
	16:30	避難所14箇所へ夕食1,350食分配送	
	19:30	当日の災害ゴミ受け入れ終了	
	21:45	市体育館の自衛隊駐屯を解除	
7月20日	09:00	第11回災害対策本部会議	
	10:30	市長、県災害対策本部に一乗地区河川道路の災害復旧の申し入れ	
	15:00	第12回災害対策本部会議	
	19:00	第13回災害対策本部会議	
	20:30	城戸内町、浄教寺町の電力復旧	
7月21日	01:00	総務部長、総合防災室長が一乗地区へ、現状把握・作業内容調査 市職員によるごみ処理・除去作業橋南地区 総数833名	
	08:00	建設部ヘドロ除去 福井土木事務所 浄教寺町地係、一乗川の稼働掘削開始	
	17:00	第14回災害対策会議 降雨による二次災害への注意呼びかけ（同報無線） 『福井市災害対策本部現地連絡所』開設：一乗ふるさと交流館 市長、知事に一乗地区の河川二次災害防止のため河道復旧を申し入れ 豊地区へ防疫消毒のため、自衛隊派遣 『福井市災害対策本部西部現地連絡所』開設：本郷公民館 月見4丁目19八幡山崖崩れ自主避難体制：約30戸対象 公園課現場再調査した上で、危険であれば避難勧告 第15回災害対策本部会議	

※「日付」「時間」「具体的な対応」欄は「危機発生後の72時間」（中邨章、幸田雅治編著）より引用



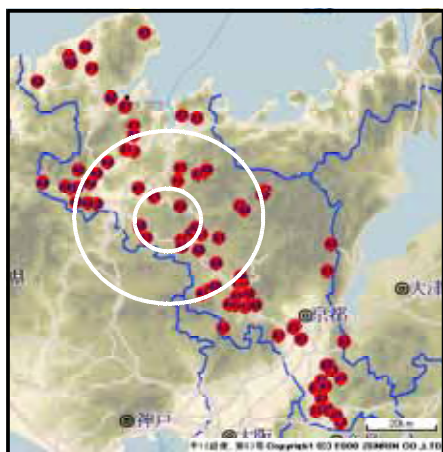
地震災害時における時系列的防災活動のイメージ(活動内容別)
 【地震災害応急対応マニュアルのあり方等に関する研究会報告書(平成15年3月)より】

(注)・30分 : 都道府県、消防庁への第一報目安時刻
 ・2時間 : 政府の体制決定目安時刻

危機管理事案への対処事例

高病原性鳥インフルエンザ対策

京都府危機管理監 大槻 茂



京都府の対応（組織）

対策本部の設置経過

2月26日（木） 19:30 家畜保健衛生所に匿名電話「A農場で大量の鶏が死亡」
 20:30 現場に職員が急行・待機、経営者との連絡難航

2月27日（金） 1:15 鶏舎内立ち入り調査
 5:00 副知事をトップに関係部局長による連絡会議開催
 9:00 簡易検査で陽性反応

→ 対策本部設置（本部長：知事）

→ 現地対策本部設置（本部長：振興局長）

2月29日（日） 現場本部設置（町役場内：府は副知事・農林水産部長を派遣）

3月 1日（月） 専門家会議設置

対策本部の組織と運営

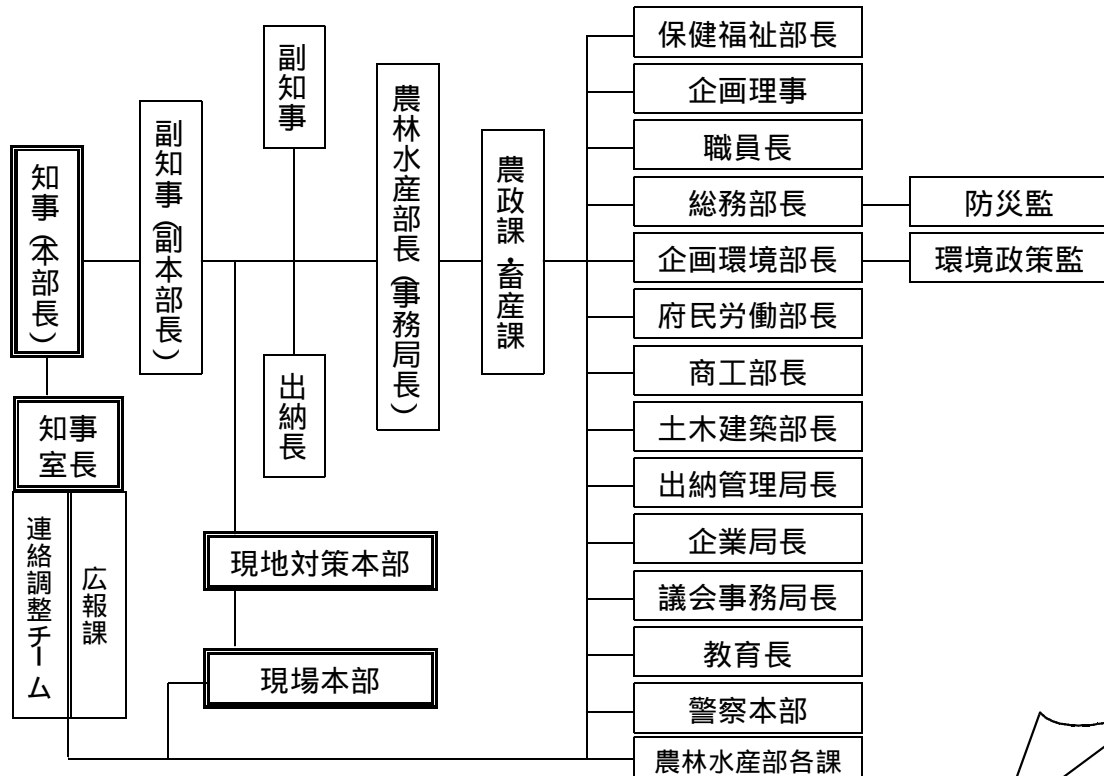
対策本部の組織 下図のとおり

* 事務局長（農林水産部長）は、事実上農林水産部次長が対応。

事務局は連絡調整チーム（知事直轄組織）が担当。

本部会議の開催 延べ26回開催

京都府高病原性鳥インフルエンザ対策本部組織図



京都府の対応（情報の収集・提供）

情報の収集

事象発生の一報
現場の情報収集・共有化
専門的な知見
住民からの情報

匿名の電話（事実の隠蔽）
府と町で「現場本部」を設置し、情報を共有
3月1日、専門家会議を設置し、客観的な評価と助言
死亡野鳥の持ち込み 2,355件

情報の提供

本部会議の公開
ホームページによる提供
関係者・住民への啓発等

本部会議（26回開催）を全面的にマスコミに公開
アクセス件数 60万件
移動制限への理解を得るため養鶏関係者への説明会
野鳥感染防止のための防鳥ネット使用等の広報
鳥インフルエンザの正しい知識（食品安全委）の普及

（報道の自粛要請

入学試験日の報道機関によるヘリ取材の自粛要請）



京都府の対応（防疫活動）

防疫活動の内容

- 処 分・・・ 鶏の殺処分、死亡鶏・鶏卵・飼料等の埋却
- 消 毒・・・ 鶏糞発酵消毒、鶏舎内外の消毒、周辺通行車両の消毒
- 規 制・・・ 移動制限措置、発生農場への部外者立入制限、進入道路の交通規制
- 調 査・・・ 各養鶏場立入調査、死亡野鳥調査、清浄性確認検査
- その他・・・ 野鳥感染防止のため防鳥ネット設置、その他

防疫作業従事者（2/27～4/13）

国、他府県、市町他	851名
自 衛 隊	2,020名
警 察	1,045名
京 都 府	11,999名
ボランティア他	1,018名
計	16,933名



課題・教訓（危機管理組織のあり方）

担当部局は直接的な対応に追われ、全庁を調整することが困難

- 対策本部を設置し全庁的な対応を要するような危機事象が発生した場合、知事を補佐し全庁的な調整を行うため、危機管理監を設置
 - * スタッフ・・・専任 6 名(自衛隊OBを含む)、兼務 16 名(警察官を含む)

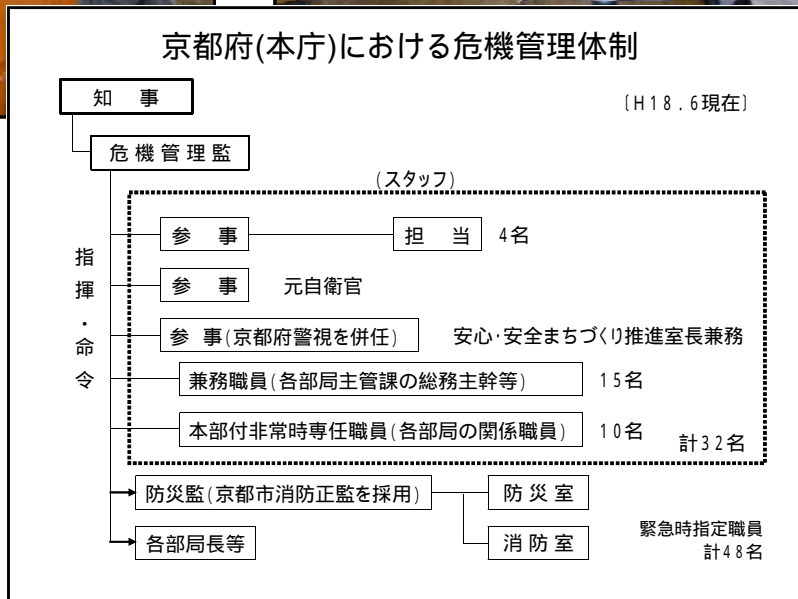
危機対応に長期間を要する場合は、対策本部の事務局体制の維持が困難

- 対策本部・支部の事務局の業務に専念する「非常時専任職員」を各部局所属職員の中から指定（本部付 10 名、その他 108 名）

〔他に、緊急時の初動対応に当たるため、府庁近辺に居住する職員を「緊急時指定職員」として指定する制度を平成 8 年度から制度化〕

他府県で感染症等の事象が発生した場合、速やかな情報収集が必要

- 他府県における感染症等の危機事象に対する警戒本部の設置を規定



課題・教訓（事案への対応のあり方）

現地・現場主義

事象が発生した現場において、正確に状況を把握すること、地元市町村等との情報共有や意志疎通を行うことが重要 → 現地対策本部等の設置

情報公開

徹底した情報公開を通じて報道機関との信頼関係を構築し、正確な情報をタイムリーに発信するとともに、住民にトップの姿勢を示すことが重要

→ 対策本部会議の全面公開

第三者による同時検証

職員に鳥インフルエンザの専門的な知見がなく、処分方法等の決断に苦慮

→ 対策の意志決定を行うに当たり、客観性・信頼性を向上させるためには、専門家による助言などが有効

資材の確保

鳥インフルエンザ対策では、多量の消石灰・防疫服などの調達に苦慮

→ 特殊な資器材が円滑に調達できる体制を確保しておくことが重要であり、緊急時の資材等の提供に関する協定等を締結することが効果的

専門家会議現地調査



鶏糞の発酵消毒



鶏糞の発酵消毒



課題・教訓（平素からの取り組み）

関係機関との連携強化

鳥インフルエンザ対策では、当初、自衛隊の災害派遣に難色

- 危機対応は多数の機関の支援が不可欠であり、「危機管理関係機関連絡会議」を設置し、平時から連携を強化（市町村・消防機関・警察・自衛隊・医療機関等）

指針・マニュアルの整備

自然災害に係る防災対策や一部事故対策を除いて、危機管理対策の計画がなく、その都度、協議・判断が必要

- ・高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領・各種マニュアル(34種)の整備（「発生予防」、「発生に備えた防疫対応」、「発生時の対応」）
- ・様々な危機事象に対し、実効性のある対策を迅速に実施できるよう「総合的危機管理指針」を策定（作業中）

緊急時連絡体制の確立

危機事象が発生した場合、危機・防災関係機関のみならず、多数の関係者に情報伝達が必要となる

- ・養鶏農家緊急連絡簿、防疫マップの作成
- ・危機管理一斉ファックス/メールシステムを構築（約1,500機関、作業中）

京都府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領と 34のマニュアル

発生予防

- ・養鶏農家巡回実施要領
- ・モニタリングプログラム
- ・飼養衛生管理基準普及・指導要領

発生に備えた 防疫対応

- ・府・現地防疫対応会議開催要領
- ・防疫マップ、緊急連絡網の整備
- ・殺処分鶏等の焼埋却方法検討
- ・事前確認及び指導

発生時の対応

- ・農場立入検査実施
- ・移動自粛判断基準
- ・病性鑑定実施
- ・発生時防疫体制及び動員
- ・病原体散逸防止対応
- ・防疫作業実施
- ・発生農場立入制限実施
- ・初動防疫時緊急消毒実施
- ・殺処分実施
- ・死体等搬出
- ・発生農場消毒実施
- ・疑似患畜対応・おそれ畜対応
- ・半径10km以内・以外の農場対応
- ・小規模飼養者指導、対応
- ・消毒ポイント設置
- ・移動、搬出制限除外対応取扱
- ・清浄性確認検査実施
- ・移動制限解除後の監視
- ・農場再開に係る検査実施

死亡野鳥等への対応

- ・死亡野鳥等対応

課題・教訓（人材育成等）

人材育成

全職員が常日頃から危機意識を持つことが重要
（最悪の事態に発展することを想定し、速やかに行動できる職員の育成）

< 府の対応 >

管理職に対する危機管理意識の啓発

（危機管理に関する管理職特別研修、抜き打ち参集訓練、防災宿日直など）

職員の危機管理意識の啓発

（危機管理をテーマとした部局別オフサイトミーティングなど職場研修）

鳥インフルエンザに備えた訓練の実施と対策の検証

（訓練を通じた「防疫対策マニュアル」のシュミレーションなど）

現行の危機管理に係る諸制度の問題点

本事象のように、法制度上も想定外の部分が多く被害が広範囲に及ぶ事象については、一自治体による対応に限界 → 国家防疫の視点が不可欠

高病原性鳥インフルエンザに関する緊急要望

高病原性鳥インフルエンザの発生は、市民・農林はもとより、関係業界や関係業者等に大きな衝撃を与え、不安が増大しています。

京都府、大阪府、兵庫県においては、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した時点から、直ちに初動防疫措置を行うとともに、農林水産省の防疫マニュアルに基づき、関係機関との連携のもとにまん延防止の措置を講じているところですが、この問題については、当面伝染病予防法に基づく国家防疫の観点から、法改正を求め、抜本的かつ恒久的な対策が不可欠であります。

よって、指におかれては、国政の健康を守り、畜の安心安全を確保するとともに、関係業界等の経営の安定を図るため、下記の事項について早急な実現を強く要望します。

記

- 1 防疫対策の強化及び新たな発生の実然防止のため、次の事項を実現すること。
 - ① 感染ルートの早期解明及び高病原性鳥インフルエンザワクチンの開発と確保に努めること。
 - ② 患者等の届出義務を強化するとともに、患者の疑いが認められた段階から移動制限等の措置が可能となるよう伝染病予防法を改正すること。
- 2 移動自衛区域及び移動制限区域内の養鶏農家及び良鳥処理場等に対して、次の支援措置を講ずること。
 - ① 鶏舎及び鶏肉等の価値減少分並びに保管等経費の完全な補てん
 - ② 飼料処分に関する輸送及び焼却等に要する経費の完全な補てん
 - ③ 鶏ふんの処理に要する経費の完全な補てん
 - ④ 自衛殺及び消毒等の防疫対策に要する経費の完全な補てん
- 3 防疫・検査等部連行県及び市町村が必要な体制整備に際し、必要な財政措置を講ずること。
- 4 風評被害防止のため、所定の対策を講ずること。

知事から農林水産大臣に緊急要望(3/2)



重症急性呼吸器症候群(SARS) への京都府の対応

1 事案の概要

平成15年5月8日(木)～13日(火)、SARSに感染した台湾人医師が、観光目的で関西一円(四国・近畿)を旅行(団体ツアー)。

(SARSは、平成14年11月頃、中国広東省で発生、平成15年7月、WHOが制圧宣言を行うまでの間に、32カ国(地域)に感染伝搬し、8,000名を超える患者(可能性例を含む)、800名を超える死亡者が発生)

京都府域内は、5月10日(土)～11日(日)まで旅行。

(5月8日(木)に入国後、貸し切りバスで大阪市から京都市(嵐山)、観光トロッコ列車で亀岡市(昼食)、バスで宮津市(宿泊)の後、兵庫県へ。)

京都府内(国内)での感染者は発生せず。

2 京都府の対応

〔経過〕

- 5月16日(金) 18時10分 厚生労働省から関係府県に情報連絡
20時25分 対策本部を設置(本部長:知事)
20時30分 第1回対策本部会議(以後、延べ11回本部会議を開催)
5月21日(水) 17時15分 事実上の安全宣言(知事)
5月23日(金) 「感染症連絡会議(座長:副知事)」に切り替え、事後の対応を協議

〔主な対策〕

- 当該医師が利用した観光列車、立ち寄り先、宿泊先の消毒活動
当該医師と濃厚な接触の可能性のある者について、健康調査を実施
24時間相談窓口の設置
京都府ホームページによる情報提供
観光地への風評被害回復対策の実施
「京都府重症急性呼吸器症候群(SARS)対応行動計画」を策定(15年7月)

平成18年10月24日
兵 庫 県地方公共団体の危機管理事案への対処事例の調査・分析
～JR福知山線列車事故について～

1 概 要

- | | |
|----------|--|
| (1) 事故種別 | 列車脱線事故 |
| (2) 発生日時 | 平成17年4月25日(月)午前9時18分頃 |
| (3) 発生場所 | 尼崎市久々知西町3丁目27線路上
(尼崎駅～塚口駅の第1新横枕踏切北約100m) |
| (4) 列 車 | 宝塚駅発 同志社前駅行 快速第5418M列車(7両編成) |
| (5) 事故内容 | JR宝塚駅発(9:03)上り快速列車(JR福知山線)が脱線し、建物へ接触(7両編成)。前5両が脱線。
・死者：107名(男性59名、女性48名)[うち県内死者98名]
・負傷者：549名(うち重傷者139名) |

2 兵庫県の対応

(1) 組織の設置

(本庁)

- | | |
|----------|--|
| 4月25日10時 | 兵庫県事故対策本部(本部長：防災監)を設置 |
| 10時20分 | 兵庫県JR福知山線列車事故対策支援本部
(本部長：知事)を設置(10回開催)
(災害対策基本法に基づく対策本部) |

(県民局)

- | | |
|-------------|--|
| 4月25日10時20分 | JR福知山線列車事故対策阪神南県民局支援本部
(本部長：阪神南県民局長)を設置 |
|-------------|--|

(2) 主な初動活動(兵庫県の対応を中心として)

4月25日 9時25分	○ 覚知(県警本部から「JR宝塚線で脱線事故、けが人多数」との連絡) ○ 兵庫県警察突発重大事案対策連絡室設置
9時33分	□ 尼崎市消防局、現場指揮所設置
9時38分	○ 県災害医療センター、ドクターカー派遣

9時40分	<input type="checkbox"/> 尼崎市消防部対策本部設置 <input type="checkbox"/> 尼崎市消防局が県広域災害・救急医療情報システムに災害状況を入力 <input type="checkbox"/> 医療情報システム、緊急搬送モード開始（神戸、阪神地域対象） <input checked="" type="checkbox"/> 内閣府情報対策室設置 <input checked="" type="checkbox"/> 消防庁災害対策本部設置
9時45分	<input type="checkbox"/> 県警がヘリテレ映像を配信
9時56分	<input type="checkbox"/> 県消防防災ヘリ出動、情報収集
10時00分	<input type="checkbox"/> 県事故対策本部を設置
10時01分	<input type="checkbox"/> 県災害医療センターのスタッフが現場に到着、トリアージを開始
10時03分	<input type="checkbox"/> 消防課職員を現地に派遣（11時頃現地着）。情報収集を行うとともに、緊急消防援助隊との活動調整を行うため、延べ19名を派遣 <input type="checkbox"/> 阪神南県民局及び阪神北県民局についても、事故発生当初から情報収集のため、尼崎市災害対策本部や事故現場等に職員を派遣
10時11分	<input type="checkbox"/> 尼崎市に派遣された県職員がフェニックス防災システムに事故情報を入力（市からの第1報）
10時20分	<input type="checkbox"/> 県JR福知山線列車事故対策支援本部を設置 <input type="checkbox"/> 県JR福知山線列車事故対策阪神南県民局支援本部を設置
10時30分	<input type="checkbox"/> 尼崎市災害対策本部設置
10時39分	<input type="checkbox"/> 県医療情報システム、災害モードを始動（近隣4府県対象）
10時40分	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の出動要請 累計 76隊出動265名（4月25～28日） <input type="checkbox"/> ・大阪府隊 ・京都府隊 ・岡山県隊
10時50分	<input type="checkbox"/> 第1回県支援本部会議開催
11時04分	<input type="checkbox"/> 陸上自衛隊派遣要請（17時撤収要請）
11時40分	<input type="checkbox"/> 警察と協議し、県道3交差点にガードマンを配置（～13時30分）
12時過ぎ	<input type="checkbox"/> 知事、現場調査
13時	<input type="checkbox"/> 県教育委員会が、被災マンションの校区である小学校と、救急車等の待機場所となった中学校及び高等学校に指導主事及び学校サポートチームを派遣
4月28日 9時	<input type="checkbox"/> こころのケア特別相談の開始

○：県の活動 ●：国の活動 □：尼崎市の活動

3 救助機関の連携体制

尼崎市消防局では、9時33分に、現場西側公道上の指揮車の位置に消防現地指揮所を設置した。その後、10時30分頃に、大阪市消防局、神戸市消防局の指揮隊等が到着し、合同の指揮所が開設された。そこでは、尼崎市消防局長を統括指揮者として現地指揮体制が整備された。

また、兵庫県知事から10時40分に、消防庁長官に対して緊急消防援助隊への出動要請が行われ、それ以後、消防現地指揮所を尼崎市、大阪市、神戸市による現地調整本部として位置づけた。現地調整本部の組織は、11時頃に現地に到着した兵庫県職員2人、13時45分頃に現地に到着した総務省消防庁職員3人を加え、尼崎市・神戸市・大阪市の各消防機関、警察、JR、国土交通省で構成された。

消防機関では、尼崎市消防局長を現地指揮者とし、大阪市消防局－緊急消防援助隊指揮支援部隊長、神戸市消防局－兵庫県隊指揮隊長の位置づけにより現地調整本部内において、現場活動の包括的な指揮活動が行われた。

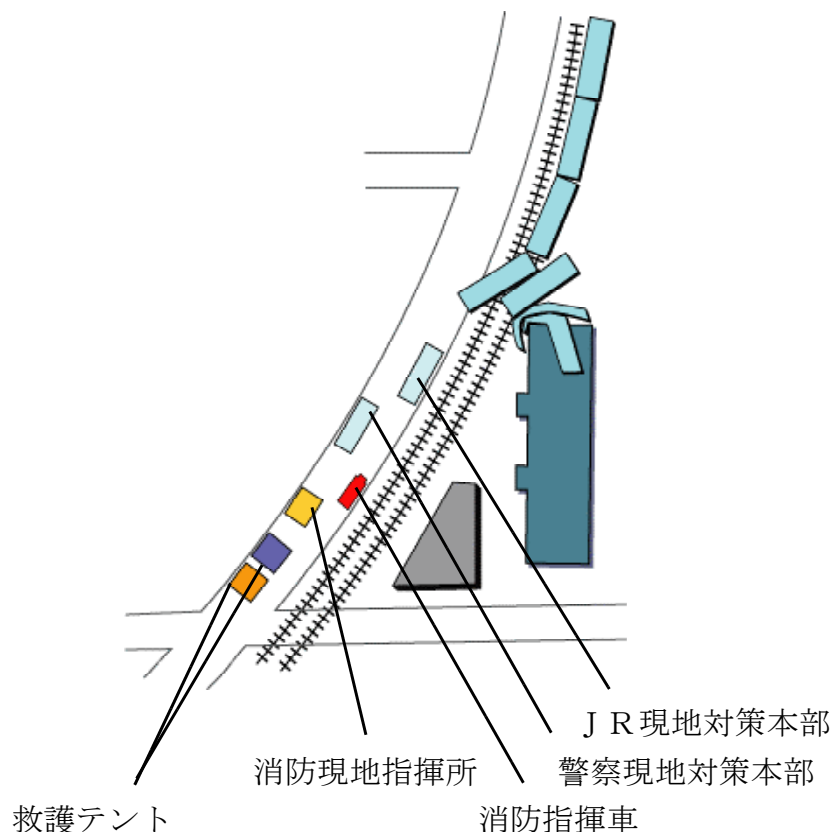
さらに、消防現地指揮所の北側に警察現地対策本部、JR現地対策本部のテントが設けられ、各関係機関の指揮所が同一の場所で開設された。

また、現場での救助活動等を効果的に進めるため、消防機関現地調整本部・県警本部・JR西日本現地対策本部、国土交通省（事故調整委員会）との調整会議が、延べ16回にわたり開催された。

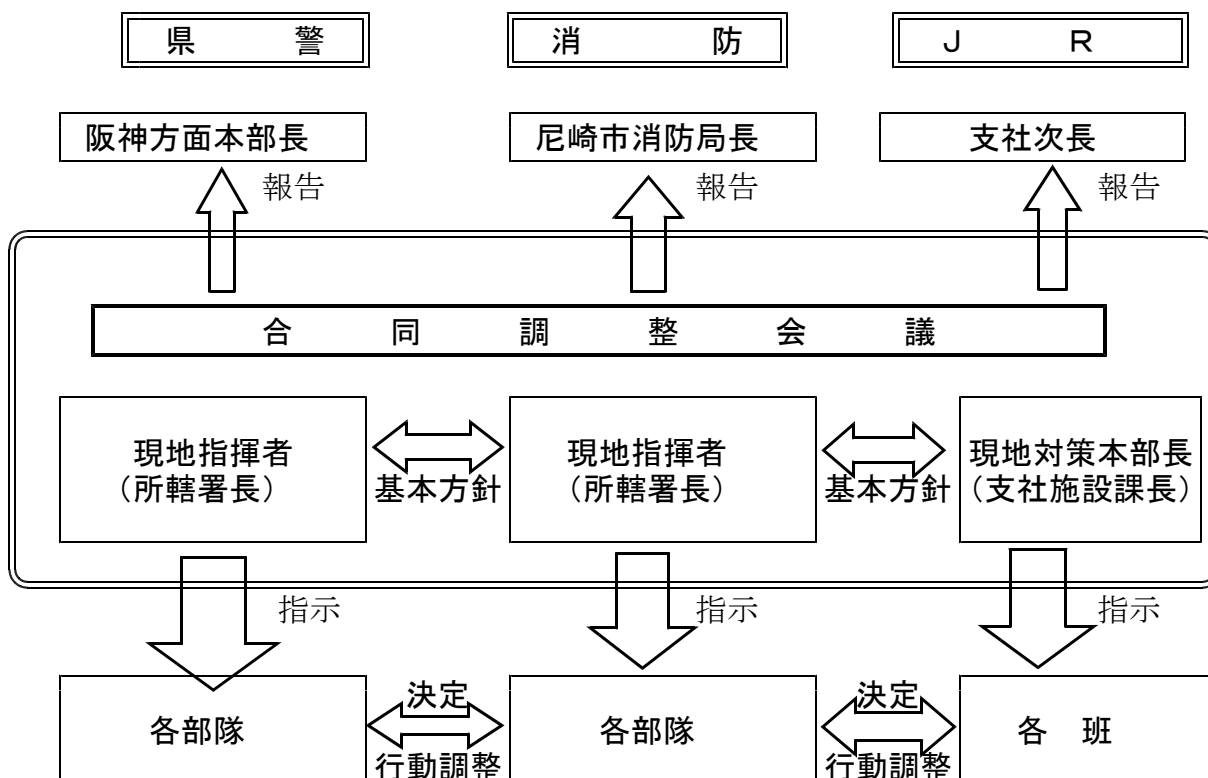
尼崎市・神戸市・大阪市各消防機関間の調整会議	延べ 7回
消防機関・警察・JR・国土交通省との調整会議	延べ 9回

このほか、救助現場では、消防、警察、JR関係者との個別の調整も適宜なされた。

■ 現地における指揮所の位置図（尼崎市消防局資料より）



■ JR福知山線列車事故の現場における体制



4 事故災害時安否情報に関する対応

(1) 病院

① 県立病院

県立病院では、安否の問い合わせに対して、県個人情報保護条例第7条（利用及び提供の制限）に基づき、「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」等に該当し、個人情報の収集目的以外の目的（安否確認）のために提供できることを同条例を所管している県民情報室に確認したうえで提供を始めた。情報の提供先は、患者の家族、警察本部、報道機関で、患者の家族に対して、患者の氏名、住所を確認の上、搬送等の有無を伝え、報道機関には、氏名、性別、年齢、住所（市町名）の情報を提供した。

② 県立病院以外の病院

県立病院以外の病院では、①患者から氏名、住所等の情報を聴取し、その意向に基づいて、「家族」「JR」「マスコミ」に分類して対応する、②電話により問い合わせてきた者に、氏名、続柄、生年月日を尋ね、身内かどうかを確認した上で情報を提供する、③負傷者が搬送されてきた直後から安否の問い合わせに応じるとともに、院内に氏名を書いた紙を貼り出すなど、病院によって対応に違いが生じた。

(2) 県警本部

警察官（大阪府内は大阪府警の協力を得る）を各病院に派遣して情報収集が行われ

た。死傷者の情報の内、死亡者については、遺族の了解を得られた人の情報（名前、性別、生年月日、住所）が提供された。提供先は、家族や報道機関であった。提供窓口については、4月25日11時30分、電話による安否確認に対応するため、生活安全企画課内に行方不明者相談所を開設（28日まで）し、また同日14時30分からは遺体安置所において被害者支援活動（安否情報の提供等）が実施されている。さらに、県民広報課「なんでも相談電話」（常設。25日から5月2日まで24時間体制）が開設され、家族等からの問い合わせに対応（警察本部のホームページで相談窓口を案内）した。

(3) 尼崎市

尼崎市消防局に事故発生当初から安否情報の問い合わせが多く寄せられたため、4月25日11時に、搬送先病院及び遺体安置所となった記念公園体育館からの情報収集が開始された。その後、安否情報については、災害対策本部情報班（企画財政局）が担当することになった。

災害対策本部情報班は、健康福祉局の職員が各病院から入手した情報、JR西日本からの情報、消防局からの情報を総合し、4月25日夕方から5月2日までホームページで入院患者のリストを公開するとともに、電話での照会にも応じた。情報提供の範囲は、氏名、性別、搬送先病院であった。

5 事故対応で明らかとなった課題

(1) 危機事案における行政の役割

大規模事故災害については、自然災害と異なり、明確な原因者（発生責任者）が存在することから、県・市町の立場は必ずしも明らかではない。

- ① 兵庫県では災害対策基本法に基づく「災害対策本部」を設置したが、事故の一義的な対応責任がJR西日本にあるとの観点から、本部の名称を「事故対策支援本部」とした。
- ② 救援に要した経費の取り扱いも、必ずしも明らかではない。今回はJR負担となったが、原因者に負担能力がない場合は行政が負担することになるのか？

(2) 危機情報の収集・共有

- ① 自然災害と異なり、発生情報の収集ルートが明確ではない、あるいは機能しない場合がある。
 - ア 従来の、市町村から都道府県に報告をあげる方式では、緊急を要する事態には対処できない。（県が受けた第一報は県警情報である。全容を把握したのは、県警ヘリテレ映像による。尼崎市からの報告は、派遣した県職員が防災システムに入力したのが第1報である。消防局から県へは報告はなかった。）
 - イ 特に鉄道、航空関係は、平時の業務が国直轄となっており、各事業者と県・市町村との関係が希薄であることから、事案発生時に事業者から県や市町に情報が入らない。（県防災計画には、JR西日本から情報が入ることになっていたが、機能しなかった。）
 - ウ 事故情報は国に報告されるのに、国からは県・市町に情報提供するルールが明

確ではなく、県・市町はマスコミ情報に頼る状況である。(本事例では、国土交通省から県に情報が入ったのは11時47分、発生から約2時間半経過していた。)

- ② 事案発生市のみならず、近隣市町との情報共有が必要な場合がある。
住民が通勤に利用している沿線市町についても、安否確認等の情報が必要となった。

(3) 救助現場と県の役割

県は実働部隊を持たないため、事故現場における役割は必ずしも明らかではない。(本事例では、現地で緊急消防援助隊の調整等を行った。)

(4) 安否情報の取り扱い

① 病院における安否情報の提供

病院によっては、負傷者情報を提供したことで、電話や確認に来る人が絶えず、医療に支障が出かねない状況が生じたところもあった。

② 安否情報の収集・提供に係る主体の検討

兵庫県地域防災計画では、「鉄道事業者、消防機関、警察本部、県及び市町は相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供することとする」と規定されているが、どこが中心となって安否情報を収集・提供をするといったことについては明確にされていない。このことは、国の防災基本計画においても同様である。

また、関係機関の間での安否情報の共有についても徹底されていない。

③ 安否情報の提供の対象、内容、手法の検討

個人情報保護法が平成17年4月に施行された直後でもあり、この法律に基づく安否情報の取り扱いについて、関係者において、定まった考え方がなかったため、安否情報の提供の対象、提供内容、手法等について、病院等において違いが生じた。

④ 報道機関への対応

事故原因や責任を解明し、今後の教訓とするため、安否情報を社会全体で共有すべきとか、実名・匿名の判断は報道機関で行うべきと主張する報道機関と、個人情報保護法の施行を受け、被害者の個人情報を保護をしようとする関係機関との間で意見の相違があった。具体的には、警察において、遺族の了解がとれない人の氏名が匿名で発表されるといったことなどがあった。

6 検証委員会の主な提言

(1) 初動及び広域応援体制

① 県における市町派遣要員の事前指定

県は事故発生時に市町(本部及び現地)へ派遣し情報収集や調整等にあたる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与するとともに必要に応じて研修等を行う。

② 地域防災計画に基づく情報の収集・伝達の徹底

鉄道事業者をはじめ、防災関係機関は、定期的な協議や訓練等を通じて兵庫県地域防災計画で定める情報収集、伝達の徹底を図る。

(2) 救助機関間の連携、現地本部の体制

① 現地本部体制の充実強化

ア 関係機関は、今回の事故災害等を踏まえて調整内容や仕組みを明確にしておく。
イ 県は、事故の規模や態様によっては、被災地を管轄する県民局等に現地対策本部を設置するなど、迅速な意思決定や、市町、実動機関等との間での総合調整機能を強化する。

② 現地調整本部・指揮所における支援チームの配置

ア 県は、必要に応じて市町等と連携して、情報収集、記録、広報など、現地調整本部等での活動を支援するチームを派遣する。

(3) 自治体間の連携

① 地方本部（県民局）の役割の明確化

ア 県は、事故災害時の地方本部（県民局）の役割について、市町の支援機能を充実させる方向でより明確化しておく。
イ 県（県民局）は、当該市町の実情に詳しい職員等を派遣要員として想定し、平時から市町の本部訓練等にも参加させるなど、連携強化を図る。

(4) 安否情報の取り扱い

① 精度の高い統合的安否情報の整備

安否にかかわる一次的情報は、救援救助活動を行う警察、消防、医療機関などに散在する。それぞれの機関は、それらの情報を必要な相手に速やかに提供できるよう常時整理に努める。

さらに、事故現場を管轄する市町は、これらの安否に関する情報を収集・整理するとともに、県に報告し、県は、市町からの報告及び必要に応じて自ら収集した安否に関連する情報等を整理し、照合する仕組みの構築についても検討する。

また、事業者は、県及び市町に対して、積極的に協力する。

② 安否情報の提供内容や手法等についてのルール化

安否情報については、個人情報保護の観点から踏まえ家族等が探し求めている本人であることを識別するための必要最小限の範囲（個人の氏名、居住地市区町名、生死・負傷の程度、搬送先等）に限定し、それ以上の詳細については、本人の同意又は公益上、特に必要があると認めるときに限り回答する。

③ 報道機関への個人情報の提供のあり方

安否情報として提供される個人情報の範囲、内容などについての問題は、個人情報

報の保護による利益と公益とを比較衡量しつつ決められなければならないが、この問題は簡単に割り切れるものではなく、報道機関と提供側等とで、今後引き続き幅広い議論を行い検討を深める必要がある。

〔 ※ 安否情報の開示・提供システムのあり方については、今後、全国的な議論や判例の動向などにも十分留意しつつ、幅広い視点からさらに検討が深められることが望まれる。 〕

④ 実施状況

(7月23日現在)

相談場所	関係者									関係者以外			合計
	本人			家族			その他			電話	来所	訪問	
	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問				
こころのケアセンター及び精神保健福祉センター	25	2	2	33	4	6	40	1	9	36	1		159
宝塚健康福祉事務所	14	1		7			3	1		2			28
伊丹健康福祉事務所	5	2		6	5		4			5			27
芦屋健康福祉事務所		2								1			3
柏原健康福祉事務所													0
三田健康福祉事務所	2			3			3	1					9
川西健康福祉事務所	9			16		5	5			4			39
合計	55	7	2	65	9	11	55	3	9	48	1		265

※県以外では、尼崎市などにおいても、同様の相談を行っている。

- ・ 尼崎市(4/26～7/21) : 164件
- ・ 神戸市(4/27～7/21) : 11件
- ・ 西宮市(") : 14件

3 金融対策

事故発生に伴うJR福知山線不通に伴い、JR福知山線沿線中小企業者等の資金繰りへの影響が懸念されることから、以下の措置を講じる。

(1) 「経営円滑化貸付」の弾力的運用の実施

○「経営円滑化貸付」に係る弾力的運用(平成17年5月17日から平成17年8月31日まで)

現行 申込要件	1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、 <u>最近3ヶ月間</u> の売上額が前年同期に比べ5%以上減少している者
------------	--



JR福知山線 列車事故 関連中小企業者等	1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、 <u>最近1ヶ月間</u> の売上額が前年同期に比べて5%以上減少し、かつ、 <u>その後2ヶ月間</u> の売上見込額を含む3ヶ月間の売上額が前年同期に比べ5%以上減少していると見込まれる者
----------------------------	--

○「経営円滑化貸付」の概要

- | |
|---|
| ① 融資対象者
最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者 |
| ② 融資条件
ア 融資利率 : 1.1%
イ 融資限度額 : 5,000万円
ウ 融資期間 : 7年以内(うち据置1年) |

(2) 相談窓口の設置

県経営支援課、関係県民局(阪神南・阪神北・丹波)、関係商工会議所・商工会等に相談窓口を設置し、積極的に金融相談に応じる。

(3) 金融機関及び信用保証協会への積極的対応の要請

県制度融資取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会に対し、関連中小企業者からの相談並びに融資・保証申込等に係る審査についての積極的な対応を要請する。

(4) 相談状況(5/17~7/15)

・相談件数：133件

〔機関別：本庁70件、県民局22件、信用保証協会41件
業種別：小売業51件、飲食業34件、サービス業9件、その他39件〕

4 道路対策

事故直後に、前畑踏切(大阪伊丹線)の遮断機が閉鎖された状態に加え、緊急車両、一般車両により周辺道路が混雑したことから、西宮土木事務所と尼崎北警察署が協議し、3ヶ所の交差点にガードマンを配置して交通誘導にあたった。

前畑踏切の開放や交通混雑の緩和により、13時30分にはガードマンの配置を解除した。

5 被害マンションの安全対策

4月26日に、尼崎市による応急危険度判定を実施し、倒壊の恐れはないと判断された。また、阪神南県民局でも同様に目視により調査を行い、危険な状態でないことを確認した。

さらに、4月27日には、国土交通省から派遣された専門家により調査を行った結果、現状では倒壊の危険性はないとの報告があった。

なお、5月2日に県、市で衝突列車の除去後の現場調査を行い、構造上の問題がないことを再度確認した。

6 学校関係

春季遠足のため、県立川西北陵高等学校生徒16名が当該列車に乗り合わせ、うち2名が死亡し、14名が重軽傷を負ったため、次の対策を講じた。

- ・事故発生当初は、現地対策チームを設置し、生徒の安否等の確認のため、教諭を病院等へ派遣するとともに、県教委から指導主事2名を派遣。
- ・教職員による家庭訪問等を実施し、負傷生徒の症状確認と学校復帰への相談対応を実施し、入院生徒には見舞い・学習補充等の支援を行った。
- ・生徒や保護者に対する心のケアを行うために、カウンセラーを3名に増員して同校に派遣。

7 広報対策

事故発生当初から、報道機関に対し本部会議の開催結果の発表を行うなど(本部会議

開催毎に実施)、最新情報を提供するとともに、兵庫県ホームページ上に「JR福知山列車事故について」のバナーを設け、下記の情報を掲載した。

- ホームページ掲載項目(主なもの)
- ・被害状況、対応状況
 - ・被害者の安否情報の窓口紹介
 - ・こころのケア特別相談

8 JRへの申し入れ等

この度の事故が県民の安全と安心に与えた影響の重大性に鑑み、また、県議会からも安全運行等に強い要請を受けたことから、JRをはじめとして鉄道事業者に対し、申し入れ等を行った。

(1) JR西日本

- ① 月 日 平成17年4月27日(水)
- ② 相手方 西日本旅客鉄道(株)
- ③ 要 旨
 - ・遺族や被害者への支援に誠実かつ万全を期すこと
 - ・原因の徹底究明と事故の再発防止
 - ・「鉄道輸送の安全確保」の総点検とその徹底
 - ・早期復旧と安全・安心な鉄道輸送の確保

(2) 県が出資する第3セクター鉄道

- ① 月 日 平成17年4月27日(水)
- ② 相手方 智頭急行(株)、北近畿タンゴ鉄道、関西高速鉄道(株)、三木鉄道(株)、北条鉄道(株)
- ③ 要 旨 諸設備や運行管理全般の総点検と安全対策に万全を期すること

(3) 関西鉄道協会

- ① 月 日 平成17年4月28日(木)
- ② 相手方 関西鉄道協会(私鉄、第3セクター鉄道、自治体交通局等34団体)
- ③ 要 旨 鉄道輸送の安全対策の徹底

(4) 国土交通省

- ① 月 日 平成17年5月11日(水)
- ② 相手方 国土交通大臣
- ③ 要 旨
 - ・事故原因の早期徹底究明と事故の再発防止
 - ・鉄道事業者に対する「鉄道輸送の安全確保」の点検と徹底の指導
 - ・安全・安心な鉄道輸送の確保と早期復旧に向けたJR西日本に対する指導
 - ・遺族や被害者への支援に誠実かつ万全を期すようJR西日本を指導すること

(5) 県内各種公共交通機関

- ① 月 日 平成17年6月3日(金)
- ② 相手方 県内各種公共交通機関の団体長（協会長等）
- ③ 要 旨 安全対策の徹底

(6) 早期運行再開に向けた申し入れ

列車事故から1ヶ月が経過し、通勤・通学への影響や沿線商店街での売り上げ減少、但馬地域・丹波地域での観光客の減少など県民生活や地域経済に大きな影響が生じたことから、鉄道輸送の安全を確保した上での早期運行の再開について、5月29日に国土交通省及び西日本旅客鉄道㈱に対して申し入れを行った。

J R 福知山線列車事故の検証について

J R 福知山線列車事故における行政機関等の対応について、8月3日に「J R 福知山線列車事故検証委員会（委員長：木下富雄京都大学名誉教授）」を設置し、同委員会において検証を進めてきた。この度、その検証結果をとりまとめ、1月18日（水）に県に対する報告を行う。

1 趣 旨

J R 福知山線列車事故における県の対応等を中心として総合的に検証し、その成果を大規模事故災害対策計画に反映させるなどにより、事故災害対策の充実強化に資する。

2 検証分野

- (1) 総合的な対応体制のあり方
- (2) 人命救助活動や地域との連携・協力
- (3) 救急搬送や患者の受入
- (4) 安否情報の開示と提供システム
- (5) こころのケア

3 検証体制

J R 福知山線列車事故検証委員会を設置して、各分野ごとに担当委員を中心として検証作業を行い、委員会で全体を取りまとめた。

担当分野	担 当 委 員	オブザーバー
総括	木下 富雄 国際高等研究所フェロー、京都大学名誉教授（委員長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎市消防局 ・ 県警本部 ・ 陸上自衛隊 ・ 尼崎市 ・ 県災害医療センター ・ J R 西日本
総合的な対応体制	林 春男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授	
人命救助活動や地域との連携・協力	堂本 嘉巳 株式会社エフエムあまがさき顧問、兵庫県建物管理企業組合理事長、元尼崎市消防局長	
救急搬送や患者の受入	鵜飼 卓 兵庫県災害医療センター顧問	
	井伊久美子 兵庫県立大学看護学部教授	
安否情報の開示と提供システム	宮林 正恭 千葉科学大学副学長兼危機管理学部長	
こころのケア	加藤 寛 こころのケアセンター研究部長	

4 主な提言内容

(1) 総合的な対応体制のあり方

- 鉄道事業者をはじめ、県、市町その他防災関係機関は、それぞれの役割を明確に認識し、定期的な協議や訓練等を通じて、地域防災計画で定める情報収集・伝達の徹底を図るべき。
- 事故現場において、県、市町、消防、警察、自衛隊、鉄道事業者等は現場の責任者を配置し、対策ごとに主責任組織が中心となって、共通の対応方針のもと連携して活動を展開するとともに、県は総合的、広域的視点から広報や防災資源の調整等に努めるべき。

(2) 人命救助活動や地域との連携、協力

- 救助機関は、今回の事故のような困難な事案を想定した救出救助訓練を行うとともに、狭隘な場所でも利用しやすい小型軽量の装備資機材の整備・開発に努めるべき。
- 事故現場周辺の住民や事業所による救出・救護活動などが大きな効果を発揮していることから、自主防災組織や事業所等は、今後とも平時から地域の連帯づくりに努めソーシャルキャピタル（社会関係資本）を豊かにしておくべき。

(3) 救急搬送や患者の受入

- 県は、災害拠点病院救護班を緊急時に機動性をもつ医療チーム（兵庫版DMAT）として位置づけ、その運用方法を定めるとともに、トランシーバー、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な研修を実施すべき。
- 災害医療コーディネーターの役割と責任を明確にするとともに、広域災害・医療情報システムの入力率をさらに向上させるため、医療機関への啓発・訓練を徹底すべき。

(4) 安否情報の開示と提供システム

- 大規模事故に係る安否情報の収集・提供に関しては、市町や県が中心となって収集・提供する仕組みについても検討すべき（安否情報の収集・提供のあり方については、法令などにより、全国的な統一が図られることが望ましい）。
- 安否情報について、①初期の必要最小限の情報提供、②関係者からの照会に対する情報提供、③病院等における家族等への詳細な情報提供の3段階に区分し、①はインターネット、②はテレフォンセンター等の手法も検討すべき。

(5) こころのケア

- こころのケア実施機関が迅速に被害者を把握し、アウトリーチ（訪問相談）を行うことができるよう、国のガイドライン等で、被害者情報のこころのケア実施機関への提供の根拠を明確にしておくべき。
- 消防機関だけでなく、医療関係者を含めて、救援者へのこころのケアについてのサポート体制も充実させるべき。

5 今後の県の取り組み

検証提言を県地域防災計画（大規模事故災害対策計画）の見直しや、今後の防災対策などに反映させるほか、市町等にも普及浸透を図る。